

米原市都市計画マスタープラン改定等に関する説明会 意見要旨、対応および検討結果等について

開催日	開催区	学区	会場	参加者数
5月27日(金) 午後7時から	米原地区	米原学区	市役所 米原庁舎2階会議室2A	10人
5月30日(月) 午後7時から	米原地区	河南学区	米原地域福祉センター2階大研修室B	10人
5月31日(火) 午後7時から	近江地区	坂田学区	近江公民館 研修室1-4	7人
6月2日(木) 午後7時から	伊吹地区		伊吹葉草の里文化センター2階視聴覚室	7人
6月3日(金) 午後7時から	山東地区		市民交流プラザ スタジオ310	15人
6月6日(月) 午後7時から	近江地区	息長学区	市役所 近江庁舎2階会議室2EF	9人
			6か所	計58人

No.	意見(質疑)要旨	会場での意見応答要旨	意見に対する検討結果および市の考え方
1	<p>「若者」、「子育て世代」への対策は記載があるが、「高齢者」に対する居住環境やまちづくりの対策はどうか。</p> <p>高齢者を大事にするまちは発展すると思う。磯の高齢者支援施設のような施設をもっと作ってはどうか。それにより周辺道路や介護士養成施設等の需要も高まり若者も集まるかと思う。高齢者を大切にすまちとしてアピールし、全国から来ていただけると良い。</p> <p>また、米原駅の改札の内外で利用できる売店や土産物店などを作ると東口なども活発になるかもしれない。</p> <p>さらに、朝妻には縁結びで有名な彦星神社などや西行法師の歌碑などもあるので、インターネットなどで宣伝いただくと御利益あるパワースポットとして人が集まると思うので、高齢者を大事にし、女性に向けてPRすべきではないか。</p>	<p>まち・ひと・しごと米原創生総合戦略に基づき、「若者」、「子育て世代」が活性化への大きな要素としてまちづくりを進める中で、人口減少を抑えていくため、これらの視点を多く取り入れている。無論、「高齢者」の方々に配慮した施策も、本編では記載しているが、本日の概要(説明資料)では記載を割愛している。</p> <p>全国的に元気な高齢者の方も多くおられるので、そういう視点も大事だと思う。市の隠れた名所などについても観光部局にも伝えておく。また、高齢者施設や高齢者も住みやすいまちという視点についても検討する。</p>	<p>こうした施設の設置に当たっては、地域に必要な介護保険サービスを鑑み、地域の実態やサービス実績など、必要となるサービス量を見込みながら、施設整備等を検討する必要があります。そのため、3年毎に介護保険事業計画/高齢者福祉計画を定め、今後も住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らし続けられるまちづくりを推進していきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。</p> <p>米原駅改札内での販売については、JR東日本・JR東海の管理のため、協議が必要ですので今後の課題として整理してまいります。また、改札外については、物販の常設が禁止されていますが、東口では昨年度から民間事業者により特産品等を販売する店舗「アゼリア」が運営されており、引き続き情報発信等、支援していきたいと考えています。</p> <p>蛭子神社、朝妻神社については、「まちあるきMAP」で七夕伝説がある恋愛成就の場所として紹介しております。また、西行法師の歌碑についても、御意見を参考に広く周知に努めてまいります。</p>
2	<p>工業団地に隣接した住居地域として都市計画税を払っており、概ね10年以内に市街化区域に事業を実施するとの説明があったが、事業化されていない。当時は区画整理事業を実施するため委託調査して勉強会もあったが、結局土地を売り払って財源することができず、元々要望していた道路事業を合併後の重点事業として引き継いで実施すると言われた。何十年も不公平な税金を払ってきたが何もされなかったことに対してどうされるのか回答をお願いしたい。</p> <p>都市計画税は全市民から取るべきではないか。払った税金はどうしてもらえるのか。事業は実施してもらえるのか。</p>	<p>都市計画税は地域ごとの事業に充当するという考えではなく、市全体の都市形成にとって必要な事業に充当するものである。</p> <p>課税については、全国的に市街化区域にある土地・家屋に課税できるとして、旧米原町では早くから課税されていたことは認識している。ようやく都市計画区域の再編による非線引き化により課税されなくなるようになった。</p>	<p>都市計画税は、地方税法および米原市都市計画税条例に基づき課税するもので、地方税法702条で定められた用途の都市計画事業または土地区画整理事業に適正に充当しています。本税は目的税ではあるものの、地域ごとの事業に充当される目的ではなく、市全体の都市整備に必要な事業に充てられる目的税であり、特定の事業実施のための負担金等の性格のものではないため、返還することは致しかねます。</p> <p>一方で、こうした実情も踏まえ、市としても県へ要望を続けたこともあり、今回の都市計画区域の見直しで、当該地域については市街化区域から除外され、都市計画税は課税されなくなる予定ですので御理解願います。</p> <p>なお、当該道路事業については、道路整備を実施する上で、地権者等の用地協力の同意が得られることが前提となります。当該道路予定地の計画など自治会内で十分調整の上、自治会要望の御提出をお願いします。</p>

No.	意見(質疑)要旨	会場での意見応答要旨	意見に対する検討結果および市の考え方
3	<p>地域別構想で「霊仙山等の森林環境の保全による安全な生活環境の確保」とあるが、現状では土砂災害被害が出ており、天野川流域などの浚渫していただいているものの、毎年のように川底は上がってきている。目標とされる「安心」が脅かされている。自治会要望を踏まえて目標としているのか。</p> <p>シカの食害により霊仙山の山肌が見えている。この影響から丹生川等に土砂がたまり川底が上がっている所以对策をお願いする。</p>	<p>本計画では自治会要望等を認識しているからこそ目標として記載している。また県事業でもあるため、この位置付けにより「安心」に向けて県への要望もしていく。</p> <p>これらは関連するので併せて記載している。早い対策が必要と認識している。</p>	<p>霊仙山「一の谷」付近で平成16年度に大規模な土砂崩落発生しており、多くの土砂が大雨のたびに流下するようになったため、調査の結果、丹生川全体で約8万8千㎡の土砂が発生すると想定し、その土砂を安全に流すために3基の新設堰堤と2基の既設堰堤の改良を計画しています。</p> <p>平成27年度から最下流部に県事業により砂防堰堤の整備に着手していただいております。引き続き、計画のとおり実施できるよう地権者等の御協力をお願いします。</p>
4	<p>地域づくりの方針の中で構想路線として国道21号バイパスがあるが、この路線を山東一色線に繋げるべきではないか。</p> <p>また、丹生川橋が使えなくなると国道21号線が使えなくなり迂回路もなるので、この構想路線を早く計画化していただきたい。</p>	<p>危険・渋滞を回避するため、周辺自治体とともに国に対して要望しているが進捗が見られないため、本計画にも記載することとしているので、整備を促進、要望していく。</p>	<p>国道21号の交通量調査において、混雑している状況下ではないため、近々のバイパスの整備実現は困難な状況ですが、関ヶ原町、垂井町で組織している促進期成同盟会において、連携を持って、国に対して引き続き、要望してまいりますので、御理解願います。</p>
5	<p>米原工業団地に隣接している未利用地は造成等していくのか。企業立地されるときは開発されると思うが、現状のままではないということか。</p>	<p>企業誘致を進めているところで、本計画でも立地誘導を進める方針としている。</p>	<p>本計画では、当該地への企業立地を誘導する方針としていますが、造成等の具体的な開発行為の主体や方法については、立地企業との協議により検討していくこととしています。</p> <p>現在、企業等の問合せに対して、当該地への進出を積極的に勧めているところですので、御理解願います。</p>
6	<p>12月の予定となっている都市計画区域の変更は滋賀県がほぼ確定して進めているのか。この通りになれば、対象地域は平成29年度の都市計画税はなくなるということか。</p>	<p>県の都市計画審議会で同意が得られて、12月末の決定に向けて国と協議をされている。1月1日の現況で課税されるので、そのため12月中に変更決定されることになっている。</p>	<p>—</p>
7	<p>坂田学区の集落は市街化調整区域で規制が厳しいため、宅地化ができないと聞いているが、その点の変更できないのか。市街化調整区域では子どもの家も建てられず、人口も減少し衰退していく。圃場整備されていない農地は許容して宅地化させてほしい。また、農地保全と言いながら農業は国では減反政策として巨費を投じている。全く矛盾しているので、行政で考えていただきたい。</p>	<p>区域区分の決定権限は県になるが、坂田学区は本市の発展を支える地域でもあり、県の都市計画区域の指定の考え方からも継続すべき地域になっている。</p> <p>農地は農政協議が必要となる。</p>	<p>市街化調整区域であっても、都市計画法第34条第11号で指定する区域等であれば住宅建築は可能です。ただし、農地は農政課および農業委員会との協議が必要です。</p> <p>また、土地利用方針では、「地区の実情に配慮し、開発許可制度の運用による需要に即した住宅の立地や地区計画制度の活用等により集落活力の維持・向上を図る。」として、集落の維持に取り組んでまいりますので、御理解願います。</p>
8	<p>高溝の国道8号の三差路から旧国道8号につながる道路はどうなっているのか。土地買収はされているのか。住民意向により進んでいないとも聞か、事故等もあり危険なので計画道路を早く実現できるよう整備を進めていただきたい。</p>	<p>用地買収は済んでいる。意見は建設課へ伝えさせていただく。</p>	<p>米原市道路網整備計画2014で中期計画に位置付けており、整備を実施する計画ですが、住宅街への車両通行が増え、安全面での不安や環境の悪化などが懸念されることから、関係自治会との協議を続けています。引き続き、協議を進め、理解を得た上で、整備を図ってまいりますので、御理解願います。</p>
9	<p>国道21号バイパスについては、近江地域は土地買収が大変と聞か、将来都市構造で示されている構想路線として、中京圏との連携のため必要と考えるが、せめて国道8号まで繋がるとういと思うがどうか。</p>	<p>隣県の関ヶ原町まではルートができていますが、県内では正式な協議が整っていないので、期成同盟会により国に整備を要望している。</p>	<p>国道21号の交通量調査において、混雑している状況下ではないため、近々のバイパスの整備実現は困難な状況ですが、関ヶ原町、垂井町で組織している促進期成同盟会において、連携を持って、国に対して、引き続き要望活動を行ってまいりますので、御理解願います。</p>

米原市都市計画マスタープラン改定等に関する説明会 意見要旨、対応および検討結果等について

No.	意見(質疑)要旨	会場での意見応答要旨	意見に対する検討結果および市の考え方
10	子どもとの生活のため家を建築しようとしたら、市街化調整区域で簡単に建築できなかった。集落の中でも何かと制限があり、複雑な手続きをしなければならなかった。農地は仕方ないが集落内も規制されることが理解できない。それで団地に出てしまって20年後には旧来の集落の維持ができない。	市街化調整区域では、都市計画上で規制はあるが、今では指定エリア内であれば一般住宅は建築できるようになっている。また、例えば住民等の提案による地区計画制度を活用できるケースもある。 地域の実情は丁寧にお聞かせいただいた。個別の内容については、窓口等で相談を受けさせていただく。	土地利用方針では、「地区の実情に配慮し、開発許可制度の運用による需要に即した住宅の立地や地区計画制度の活用等により集落活力の維持・向上を図る。」として、集落の維持に取り組んでまいりますので、御理解願います。
11	坂田駅前で「市街化区域編入を検討」とあるが、青地農地以外は宅地として市街化区域にするという積極的な政策にすべき。市街化区域を拡大すると地価も上がるし、固定資産税も増収になって市も良いのではないか。頑なに農地を守ると言っているのは、人口減少対策にならないのではないか。	坂田駅前の市街化区域の編入については、今後編入に向けての方向でまちづくりの方針とさせていただきます。	土地利用の方針の基本方針「自然環境や田園環境の保全・活用」において、御意見についての考え方を整理しているため、案のとおりとしますので、御理解願います。
12	米原駅東口で庁舎と商店街を作ると聞いているが、どうなっているのか。	庁舎については市議会で議論されているが、本計画は市全域を見渡した計画なので、政策部局で検討している本件については差し控えさせていただきたい。	市役所新庁舎の建設位置を米原駅東口市有地とする市役所位置設定条例の一部を改正する条例が米原市議会第2回において可決されました。現在、平成32年度内での新庁舎整備完了に向け、新庁舎整備の具体的な整備方針を示す米原市庁舎等整備基本計画の策定を進めています。 そのほか、米原駅東口周辺のまちづくり事業区域では、市有地・県有地について民間により活用が提案されており、公表できる時期がまいりましたら市民の皆様にお知らせいたします。
13	働く場所はどう考えているのか。住環境は良く暮らすにはいいが、子どもを持つ親の身として就職先がない。大学を出て就職となると若い人が都市へ出てしまう。ベッドタウンとしてはいいが、ずっと居てもらうために産業など就職先の確保が必要ではないか。	就業先の確保については重要項目として、計画に働く場の確保に向けた産業・企業誘致について記載しており、未利用地や駅周辺などに企業誘致、働く場の確保を図っていく方針としている。またベッドタウンについては、住宅都市としての強みを生かすという考え方もある。	都市づくりの目標および地域づくりの方針でも「働く場の確保」、「就業の場の確保」は重要事項と位置付け、取り組んでまいりますので、御理解願います。
14	今回の改定では策定時と変更がないものもあるのか。 コンパクト+ネットワークのコンパクトとは人口減少を容認した前提というのであれば消極的でないか。長浜市から近江地域に移住してきた方の話では、子どもの就学環境を考えて移住してきたと言う。人口減少は仕方ないが、学校というものを大切にしながら、10年、20年後の人口減少を止めるには子どもたちの就学環境を重視したまちづくりをしてはどうか。	当初の計画の内容を継承しつつ、人口減少や地方創生など社会情勢の変更などを踏まえ変更している。 市においても総合戦略とともに人口ビジョンを策定し、本編には平成38年の目標人口として38,500人を設定して、移住・定住策等の施策を講じて人口減少を抑えていくものとしている。	コンパクトについては、全国的な人口減少と社会資本の老朽化が見込まれる中で、その克服と暮らしの利便性向上に視点を置きながら、暮らしやすいまちづくりを進める方針としています。 また、将来を担う子どもの教育は、まちづくりの大きな柱として位置付け、教育振興基本計画に基づき、総合的、計画的かつ米原ならではの特色を生かした教育行政を進めています。 なお、学校は地域コミュニティの核としても重要な役割を担っているため、地域とともに歩む学校づくりに取り組むとともに、市政全体の指針である総合計画においても、特色ある施策の展開を挙げておりますので、本計画では案のとおりとします。
15	米原駅へ向かう踏切が続けて電車が通ると開かない状態になる。国道8号バイパスも使われるようになったが、例えば、近江母の郷辺りから南に伸びる道路について、橋を渡して天野川を越えて国道8号バイパスへ接続できるような道路網が構想等で検討できないか。	関係課に意見を伝えさせていただく。	貴重な意見として頂戴し、今後の参考とさせていただきます。

No.	意見(質疑)要旨	会場での意見応答要旨	意見に対する検討結果および市の考え方
16	<p>河川の方針の中に天野川について記載されているが、姉川上流も年々川底が上がっていて、雨が降ると幹線道路や周辺が危険に晒される。また板名古川や足俣川についてもどう考えられているか。</p> <p>伊吹山系の国見峠につながる北尾根の道の下の方も土砂が1mくらい溜まっている。これが流出すると板名古川も氾濫のおそれがあるので、早急に調べるようにしてほしい。</p>	<p>自治会要望にも挙げていただいております、当然、姉川も重要な課題として捉えています。このため、本計画に記載し県へ河川の整備計画とともに河川整備の実施を要望していく。</p> <p>河川の担当課にその旨、伝えさせていただきます。</p>	<p>「河川の方針」に「姉川」についても追記します。</p> <p>板名古川の浚渫については、平成27年度に実施しており、引続き平成28年度においても浚渫を実施する計画です。なお、一級河川の浚渫は、県が調査測量を行い、堆積状況を確認した後、実施されます。</p>
17	<p>都市計画区域には特定用途制限地域により産業廃棄物処理施設を制限されているのが、そうすると都市計画区域外に流れて立地する可能性があるのか。</p>	<p>都市計画区域外である吉槻以北における産業廃棄物処理施設の建築については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可などの手続きとともに、当然、周辺環境や地域生活者への理解を得ていくことなどが必要になるので、簡単に立地できるものではない。</p>	—
18	<p>平成19年度の策定内容から今回の改定は部分的か。平成19年に挙げた本計画の項目の達成率は検証したのか。あるいは指針として達成率を出すものではないのか。</p> <p>この計画には、全体構想と地域別構想があるが、地域別構想というものは全体構想を展開したものなのか。そして、地域別構想の各項目に、具体的な事業展開するアクションプランが今後作成されるのか。本計画は現状を分析されて立派な目標や方針になっているが、10年かけてアクションプランなどで事業が実行されていかなければ意味がないと思うがどうか。</p>	<p>必要なものは継続し、社会情勢の変化や地方創生の動向を受けて改定としている。また、達成率として数字では出していないが、改定に当たっての会議で検証し、実施できなかったものは、改めて方針として明確に記載したものもある。全体構想と地域別構想の違いは、市全域に渡る共通の課題は全体構想で挙げ、地域の実情や個別の事案については地域別の目標・方針として挙げている。</p> <p>本計画は指針や方針を示すものであるためアクションプランはない。また長期的かつ包括的な計画として普遍的で弾力性のある計画でなければならぬため抽象的な表現もある。ただし、各々の事業には基本的には別途アクションプランがあるので、本計画はハード面での総合的な計画と御理解いただきたい。</p>	—
19	<p>駅周辺の交通環境整備とはどういうことか。</p> <p>また、都市計画区域の再編に当たって、土地利用に大きな差が生じているとあるが具体的にどういう意味か。</p>	<p>駅周辺の環境整備については、東海道本線3駅活性化事業として移住・定住策を進めるとともに、駐輪場など駅周辺のハード整備も検討している。近江長岡駅で言うと伊吹山登山の玄関口としての必要な整備の検討を方針で挙げている。</p> <p>また、都市計画区域境界周辺の支障として、彦根長浜都市計画区域の市街化調整区域では、家を建てようとするときにでも内容によっては制限があったり開発許可が必要となるなど、土地利用の規制が厳しい一方で、山東伊吹の非線引き都市計画区域では、3,000㎡を越えなければ開発許可も不要となっている。地形上大きな隔たりがないにもかかわらず、この区域界を境に大きく制限が変わって一体のまちづくりに差が生じてしまっている現状がある。</p>	—